

別紙 3

水俣市児童館（こどもセンター）施設概要書

1 施設の概要

名称	水俣市こどもセンター
所在地	水俣市陣内2丁目16番17号
構造	鉄筋コンクリート一部木造
敷地面積	1167.55 m ²
建物床面積	442.56 m ²
建物内用途	集会室（28.10 m ² ）、遊戯室（128.46 m ² ）、厨房（13.13 m ² ）、つどいの広場（図書室含む）（99.9 m ² ）、事務室（26.19 m ² ）、事務所横便所（7.5 m ² ）ほか
駐車場	おもいやり駐車場1台、普通車9台 軽自動車専用5台
その他	園庭（180 m ² ）あり

2 施設写真



こどもセンター外観



正面入口



玄関



事務所



事務所横トイレ



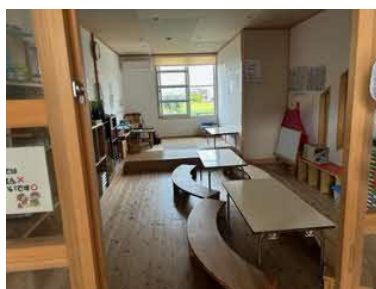
つどいの広場（図書室側）



つどいの広場



授乳・調乳室



集会室



厨房



遊戯室



園庭

3 実施事業及び利用者数

(1) 実施事業

① 地域子育て支援拠点事業（乳幼児支援及び保護者支援）

児童福祉法第6条の3第6項に規定する地域子育て支援拠点事業を実施しています。

地域子育て支援拠点事業実施要綱に規定される親子の交流促進、相談対応、子育て情報の発信、育児講座を主な事業として実施しています。

（参考）当事業の開設時間及び職員

開 設：火曜日～土曜日の週5日、10：00～15：00（5時間）

つどいの広場にて開設

職員配置：要綱に規定される専任職員2人

② 児童館事業

児童に遊びの施設の提供等を行い、児童の健全育成を図る事業を実施しています。季節の行事・食育活動等を主に学童期の児童を対象に実施しています。読み聞かせボランティア等の受入れも実施しています。

③ 多世代交流拠点事業

平成29年度に、施設の一部を改修し、地域の誰もが利用できる地域交流と多世代交流拠点機能を追加。地域交流、多世代交流及び地域の産業振興を目的に施設を改修し、平成30年度から事業を開始しました。

※②③については、火曜日から土曜日の10：00～17：00開館

④ その他

- ・児童館運営に係る各法令等の規定により、運営委員会を設置しています。
（委員：学識経験者、地域住民、利用者代表等10人で構成）
- ・妊産婦を対象としたあつまりを実施する「たまひよ」を実施しています。
- ・子ども用品等のリユースコーナーを設置しています。

(2) 利用登録者及び利用者数

各事業に関する過去5年間の利用実績は下表のとおりです。

1 利用登録者数

(単位:人)

事業	R3	R4	R5	R6	R7
地域子育て支援拠点事業(子)	203	208	189	253	171
妊婦(たまひよ)	10	9	4		
児童館事業	79	118	135	196	155
多世代交流事業	10	24	9	39	19

※ 令和6年度から、「たまひよ」利用の妊婦の利用登録は行っていません。

2 利用者数

(単位:人)

事業	R3	R4	R5	R6	R7
つどいの広場	2,958	2,706	2,169	2,393	2,728
うち保護者	1,362	1,222	1,014	1,145	1,278
うち未就学児	1,596	1,484	1,155	1,248	1,450
たまひよ	83 人	9 組	7組	10 組	20 組
児童館事業	314	2,018	2,166	3,142	3,646
多世代交流事業	1,144	364	278	1,177	1,293

3 施設使用料

水俣市児童館の使用料は、水俣市児童館設置条例(令和5年条例第21号)第7条及び第9条の規定によります。占用して使用する場合は、下記の表に定める使用料が必要です。

※使用料の徴収については、市で行います。

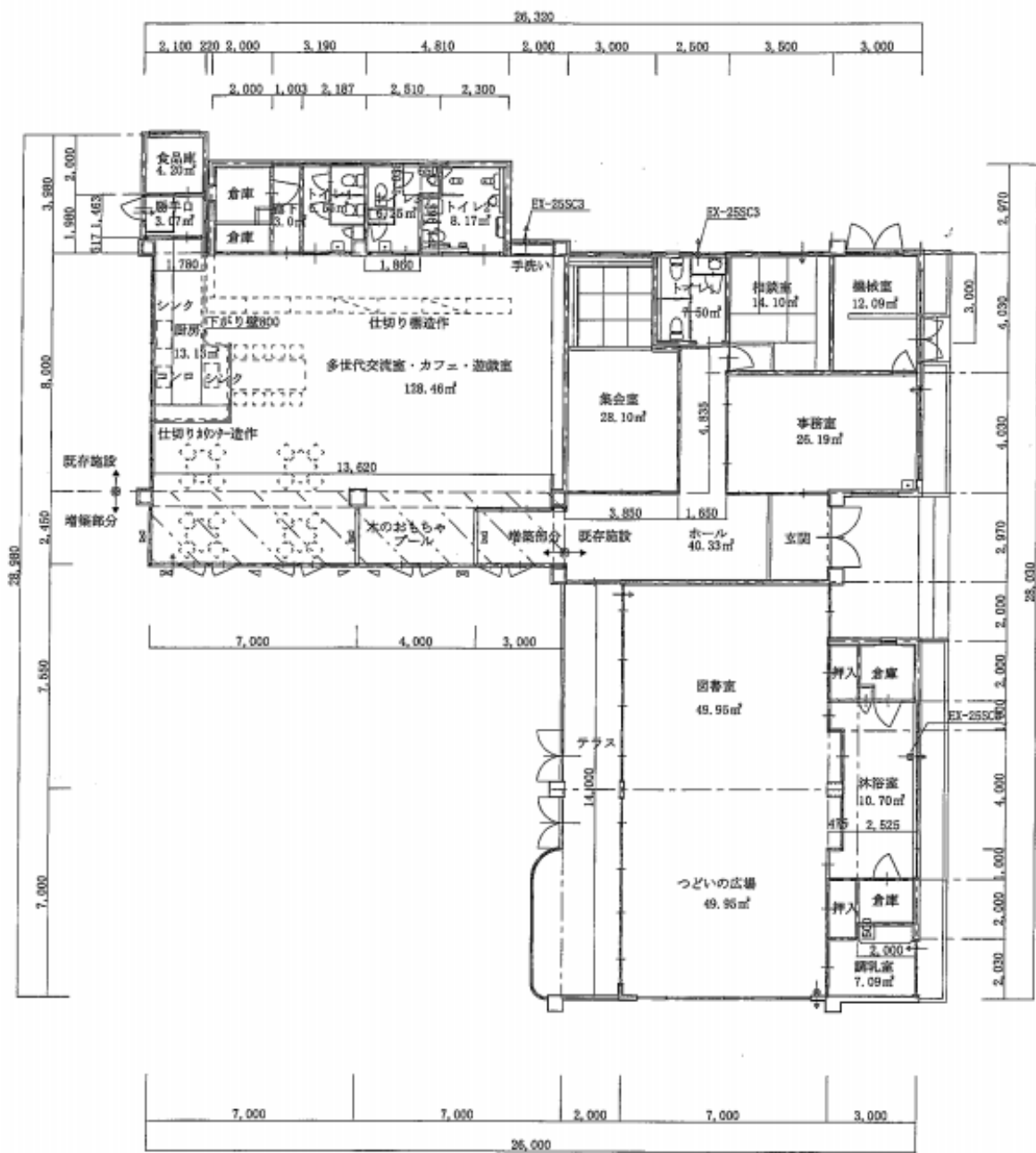
第3条に掲げる事業	使用できる部屋	使用料 (1時間当たり)	冷暖房使用料 (1時間当たり)	備考
(1) 乳幼児支援及び保護者の子育て支援に関する事業 (2) 児童に遊びの施設等を提供し、健全な遊びを通じて健康を増進し情操を豊かにする事業	つどいの広場	無料	無料	ちゅう 厨房は、(3)に掲げる事業実施のための機能であるため、(1)及び(2)の事業では、使用できない。
	遊戯室			
	集会室			
(3) 児童と地域及び多世代交流促進に関する事業	集会室	210円	110円	
	遊戯室	310円	310円	

(4) 前3号に定めるもののほか、市長が必要と認める事業	ちゅう 厨 房	260円		
------------------------------	------------	------	--	--

4 こどもセンター指定管理委託料市積算表（単位：千円）

事業費目	内容	R9	R10	R11
件費	職員給与	3,634	3,777	3,920
	職員諸手当等（通勤手当、超過勤務手当、賞与等）	303	303	303
	共済費等（社会保険、労災保険、雇用保険等）	837	895	958
児童館管理 運営費	光熱水費	658	699	742
	通信費	176	176	176
	委託料	210	220	230
	消耗品費	190	190	190
	車両修繕料	14	80	15
	燃料費	30	30	30
	手数料	22	22	22
	保険料	30	30	30
	施設修繕費	100	100	100
	福利厚生費	30	30	30
	研修費	10	10	10
	旅費	5	5	5
	印刷費	21	21	21
多世代交流拠点	報償費	25	25	25
	食材費	10	10	10
小計①		6,305	6,623	6,817
地域子育て 支援拠点事業 （★国・県 補助対象事業）	専任職員配置報酬	6,672	6,828	6,984
	職員諸手当（通勤手当、賞与等）	2,359	2,449	2,538
	共済費等（社会保険、労災保険、雇用保険等）	1,303	1,303	1,303
	消耗品費	60	60	60
	手数料	10	10	10
	福利厚生費	30	30	30
	研修費	10	10	10
	報償費	50	50	50
小計②		10,494	10,740	10,985
年度事業費 ①+②		16,799	17,363	17,802
総事業費（債務負担行為額）		51,964		

【施設平面図】



增築・改修後平面圖 S: 1/150